

設楽ダム建設事業暴力団等排除対策協議会会則

(名 称)

第1条 本会は、「設楽ダム建設事業暴力団等排除対策協議会」(以下「協議会」という。)と称する。

(目 的)

第2条 協議会は、設楽ダム建設事業及びこれに伴う付替道路等関連事業(以下「本事業」という。)について、国土交通省中部地方整備局設楽ダム工事事務所(以下「設楽ダム工事事務所」という。)及び工事等関係者が、相互に緊密な連携を保ち、不当要求並びに暴力団、暴力団員、暴力団関係者及び総会屋その他の反社会的勢力(以下「暴力団等」という。)による工事等への介入(以下「不当要求等」という。)に対し、排除及び防止のための活動を推進するとともに、発生事案に対する迅速かつ的確な対応等を通じて、本事業の円滑な推進と地域の安全を確保することを目的とする。

(会 員)

第3条 協議会の会員(以下「会員」という。)は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 設楽ダム工事事務所が発注する工事並びに現地作業を伴う建設コンサルタント、補償コンサルタント、地質調査及び測量の業務(以下「設楽ダム工事等」という。)の受注者(以下「元請会員」という。)
- (2) 設楽ダム工事事務所職員(以下「職員会員」という。)

(会員の責務)

第4条 会員は、第2条の目的を踏まえ、本会則にのっとり、協議会の活動に取り組む責務を有する。

(活 動)

第5条 協議会は、第2条の目的を達成するため、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) 暴力団等及び不当要求等に関する会員相互の情報交換及び連携強化
- (2) 警察等関係機関との連絡調整
- (3) 暴力団等の排除及び不当要求等の防止に関する教育及び啓発活動
- (4) その他協議会の目的を達成するために必要な活動

(役員)

第6条 協議会に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 2名
- 2 役員を選出は次の各号に掲げるとおりとする。
- (1) 会長は、設楽ダム工事事務所長の職にある者をもって充てる。
 - (2) 副会長は、元請会員の代表をもって充てるものとし、会長が指名する。

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 会長は、協議会を代表して会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故等がある時はその職務を代行する。

(総会)

第8条 協議会の総会（以下「総会」という。）は、全ての元請会員及び課長職相当以上の職員会員で構成し、次の各号に掲げるとおり開催する。

- (1) 通常総会は、毎年1回開催する。
 - (2) 臨時総会は、会長が必要と認めるときに開催する。
- 2 総会は会長が招集し、総会の議長は会長が務める。
- 3 総会は、構成員の過半数の出席をもって成立し、その議事は、出席者の過半数の賛成で成立する。ただし、可否同数の場合は議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要に応じ総会に構成員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(議決事項)

第9条 総会においては次の事項を議決する。

- (1) 会則の改正
- (2) 役員を選任及び解任の承認
- (3) 第5条に規定する活動の計画及び報告
- (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な事項

(顧問)

第10条 協議会に顧問を置き、暴力団等の排除及び不当要求等の防止に関する指導、助言及び援助を受ける。

2 協議会は、次の各号に掲げる者に対し、顧問として協議会に参加するよう要請する。

- (1) 愛知県警察本部刑事部組織犯罪対策局長
- (2) 愛知県警察本部刑事部組織犯罪対策局捜査第四課長
- (3) 愛知県設楽警察署長
- (4) 公益財団法人 愛知県暴力追放運動推進センター 専務理事
- (5) 愛知県弁護士会民事介入暴力対策委員会 委員長

3 顧問は、自ら総会に出席し、又は代理人を出席させて意見を述べることができる。

(オブザーバー)

第11条 協議会は、愛知県及び地元自治体に対し、オブザーバーとして次の各号に掲げる者を協議会に参加させるよう要請し、暴力団等による不当要求等の排除及び防止に関する情報交換を行う。

- (1) 愛知県建設局豊川水系対策本部 事務局長
- (2) 設楽町 総務課長

2 オブザーバーは、自ら総会に出席し、又は代理人を出席させることができる。

(担当者会議)

第12条 協議会は、第5条に規定する活動を行うにあたり、具体的事項を検討させる

ため、担当者会議を置く。

2 担当者会議は、次の各号に掲げる者のうちから必要に応じて出席を求め、これを開催する。

- (1) 設楽ダム工事事務所副所長（事務及び技術）並びに関係課長
- (2) 愛知県設楽警察署関係課長等
- (3) 設楽ダム工事等の受注者
- (4) 協議会の事務局

(事務局)

第13条 協議会の事務局（以下「事務局」という。）は、設楽ダム工事事務所総務課に置く。

2 事務局は、協議会の事務及び会員との連絡調整を行う。

3 事務局長は、設楽ダム工事事務所総務課長の職にある者をもって充てる。

(秘密の保持)

第14条 会員は、協議会の活動を通じて知り得た情報について、協議会の外部に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。また、協議会の退会又は解散後も同様とする。ただし、暴力団等の排除に係る情報について、事務局から下請企業等に対する情報展開の要請を受けた場合は、この限りでない。

(退会)

第15条 次の各号に掲げる会員は、当該各号に規定する場合に協議会を退会したものとみなす。

- (1) 元請会員 設楽ダム工事事務所との全ての契約関係が解消された場合
- (2) 職員会員 設楽ダム工事事務所の職員で無くなった場合

(解散)

第16条 協議会は、本事業が完了したときは、総会において解散を議決する。

(その他)

第17条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に実施要領を定めるものとし、会則及び実施要領に定めのない必要な事項は、総会で審議して決定する。

附則

(施行期日)

この会則は、令和元年9月17日から施行する。

附則

(施行期日)

この会則は、令和4年12月2日から施行する。